

人にたづねきかせ給て、馬のはなれたるにぞと仰られけり、頼光き、てかくのごとくの主將軍たるべしとぞ感じ奉りける、

〔めのとのさうし〕よるふとしたることあるに、人の驚かし參らせ候事も、又我とうち驚き候とも、靜に御目をみあげて、心をしづめて、御おきあるべし、ふためき候へば、ありさまおそろしきもの也、

周章
〔伊呂波字類抄安字〕驚遽アハツ 周章アハツ

〔書言字考節用集九言辭〕周章ワウシヤウ文選註、驚視也、又アハツ藤原基 遽ト

〔古事談王道后宮〕陽成院御邪氣大事御坐之時、依不御坐儲君、昭宣公基 藤原親王達ノモトへ行廻

ツ、見事體給ニ、他ノ親王達ハサワギアヒテ、或裝束シ、或ハ圓座トリテ奔走シアハレタリケル

ニ、小松帝御許ニマキラセ給タリケレバ、ヤブレタル御簾ノ内ニ、縁破タル壘ニ御坐シテ、本鳥ニ

俣ニ取テ、無傾動氣御坐シケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ、御輿ヲ寄タリケレバ、鳳輦

ニコソノラメトテ、菘花ニハ不乗給ハザリケリ、

〔吾妻鏡〕治承四年九月十九日戊辰、上總權介廣常略 中 忽變害心奉和順云云、陸奥鎮守府前將軍

從五位下平朝臣良將男將門、虜領東國、企叛逆之昔、藤原秀郷偽稱可列門客之由、入彼陣之處、將門

喜悅之餘、不肆所梳之髮、即引入烏帽子、謁之、秀郷見其輕骨、存可誅罰也、趣退出、如本意、獲其首云云、

〔平家物語五〕ふじ川の事

その夜月○治承四年十の夜半ばかり、ふじのぬまに、いくらも有ける水鳥どもが、なに、かはおど

ろきたりけん、一どにばつと立ける羽をとの、いかづち大風などのやうに聞えければ、平家の兵

共、あはや源氏の大勢のむかふたるは、略 中、こゝをばおちて、おはり川すのまたをふせげやとて、

取物もとりあへず、我さきにくくとぞおち行ける、あまりにあはてさはひで、弓取ものは矢をし